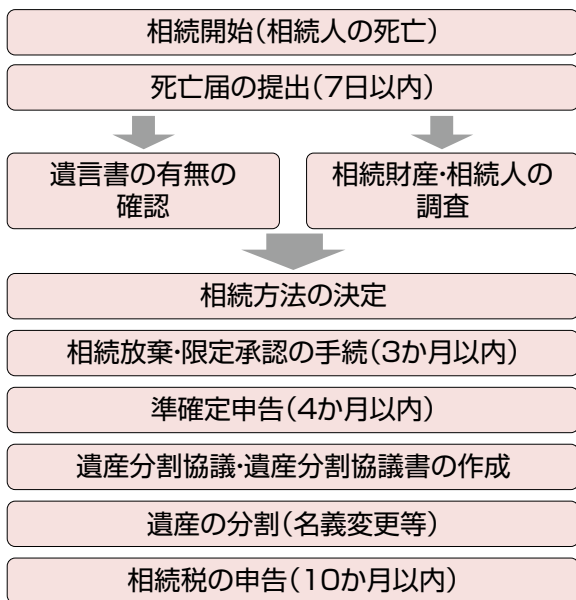


## 相続に関する手続きについて



## 遺言書をつくりたい

通常、遺言には、本人を筆者とする「自筆証書遺言」、公証人を筆者とする「公正証書遺言」、筆者の不特定の「秘密証書遺言」の3種類があります。行政書士は、これら全ての遺言書作成の支援（「公正証書遺言」では証人等、「秘密証書遺言」ではその作成等を含む）を行います。

## 相続手続きをしたい

遺産相続においては、法的紛争段階にある事案や、税務・登記申請業務に関するものを除き、遺産分割協議書※や相続人関係説明図等の書類作成を中心に、その前提となる諸々の調査も含め、お引き受けします。

※遺産の調査と相続人の確定後に相続人間で行われた遺産分割協議で取り決めた内容を書面にしたもの。

（日本行政書士会連合会HPより）

## 行政書士とは

行政書士は、ビジネスや暮らしに関するいろいろな書類を作成しています。

- ・ 建設業などの各種許認可申請
- ・ 自動車登録
- ・ 車庫証明書類
- ・ 遺産分割協議書
- ・ 交通事故の調査、保険金請求、損害賠償請求の書類
- ・ 在留資格取得、変更、更新など
- ・ 法人設立に関する書類
- ・ 知的資産経営報告書の作成
- ・ 飲食店、古物商などの営業許可
- ・ 契約書、内容証明

お電話によるお問い合わせは

**082-249-2480**

※お電話によるお問い合わせは平日9:00～16:00  
までとさせていただきます。

広島県行政書士会では、  
様々な無料相談会を行っています。  
詳しくはホームページをご覧ください。

<http://www.hiroshima-kai.or.jp/>



事務局



**広島県行政書士会**

〒730-0037 広島市中区中町8番18号  
（広島クリスタルプラザ10階）

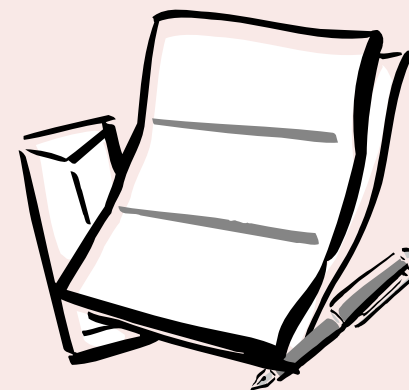
TEL.082-249-2480 FAX.082-247-4927

私の事務所

# 相続・遺言

## の書類作成・手続きは

### 行政書士に お任せください。



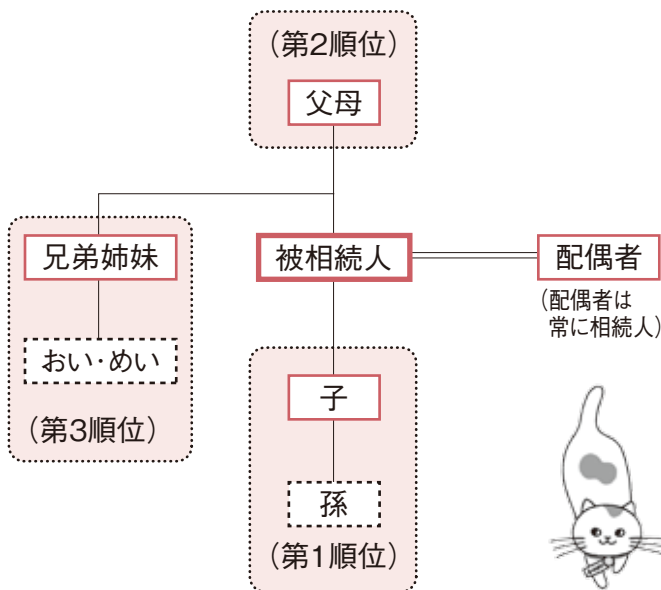
広島県行政書士会

## 相続人と法定相続分

法定相続人の範囲	配偶者	夫または妻
	子供	子供がすでに死亡しているときは、孫（代襲相続）
	親（直系尊属）	配偶者の親は含みません。親が死亡しているときは、祖父母
	兄弟姉妹	代襲相続する場合は、おい・めいまで

※内縁の配偶者、子の配偶者等は、相続人とはなりません。

相続順位	法定相続人と法定相続分	
第1順位	配偶者1/2	子1/2
第2順位	配偶者2/3	親1/3
第3順位	配偶者3/4	兄弟姉妹1/4



## 遺産分割協議

遺産分割協議とは、原則、遺言書がない場合、亡くなった方の財産を相続人間で話し合い、その財産をどのように帰属させるのかを決定することです。

どのように分割するかは、民法では、「遺産に属する物又は権利の種類及び性質、各相続人の年齢、職業、心身の状態及び生活の状況その他一切の事情を考慮してこれをする。」となっていますが、相続人全員が同意すれば自由に分割することが可能です。

また、この協議を書面にしたものが「遺産分割協議書」です。不動産の名義変更や、相続税の申告、金融機関の払い出し等の際に必要な書類となります。

このような重要な書面の作成を行政書士はサポートします。

### 【主な遺産分割の種類】

現物分割	相続財産を現物（土地や建物など）のまま分割する方法
換価分割	相続財産の全部又は一部を売却し、その売却代金を分割する方法
代償分割	特定の相続人が相続財産を取得する代償として、他の相続人に現金（代償金）を支払う方法

遺産分割協議は、相続人全員が参加する必要があります。

相続人の中に行方不明の者、未成年者、成年被後見人等がいる場合は、不在者財産管理人、親権者（又は特別代理人）、成年被後見人等が本人を代理して協議に参加します。

## 遺言

遺言がある場合は、遺言によって相続財産を分割します。

遺言は、法律で方式が定められており、法律の方式に違反する遺言は無効となります。

### 【主な遺言の種類】

自筆証書遺言	遺言者が、全文・日付を自書し、署名・押印した遺言
公正証書遺言	遺言時に公証人・証人2名の関与を必要とし、公証役場に原本が保管される遺言
秘密証書遺言	遺言者が遺言書に署名・押印のうえ、封紙に公証人の公証を受ける遺言

自筆証書遺言は、相続開始後に家庭裁判所の「検認」が必要です。公正証書遺言の場合は不要です。

遺言の内容にかかわらず、相続人（配偶者、直系卑属、直系尊属）には、一定の割合の「遺留分」が認められています。

### 遺言が特に必要な場合

- ・夫婦の間に子供がない場合
  - ・再婚をしたが、先妻の子と後妻がいる場合
  - ・内縁の場合
  - ・相続人同士が不仲な場合
  - ・相続人でない人に財産を分けてあげたい場合
  - ・相続人が全くいない場合
- ◎法定相続分と異なる相続財産の相続を希望する場合は遺言の作成が有効です。